

# 協 定 書

芦 屋 市  
大 栄 環 境 株 式 会 社  
豊 田 通 商 株 式 会 社

サントリー食品インターナショナル株式会社  
サントリーホールディングス株式会社

## ペットボトルの水平リサイクルに関する協定書

芦屋市(以下「甲」という。)、大栄環境株式会社(以下「乙」という。)、豊田通商株式会社(以下「丙」という。)、サントリー食品インターナショナル株式会社(以下「丁」という。)およびサントリーホールディングス株式会社(以下「戊」という。)は、ペットボトルリサイクルの実施に関し、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁および戊が協力して、甲において排出される使用済みペットボトルを、安定的にペットボトルとしてリサイクルする「ボトル to ボトルリサイクル(以下「水平リサイクル」という。)」により、持続可能な循環型かつ脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 本協定の各当事者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) ペットボトルの水平リサイクルに係る普及啓発及び環境学習に関すること
- (2) ペットボトルの水平リサイクルの枠組みの維持に関すること
- (3) ペットボトルの水平リサイクル及び資源循環の推進に関すること
- (4) その他第1条に定める目的を達成するため各当事者が必要と認める事項の検討

### (代理)

第3条 丁は、本協定に関して行う自身の行為(再生ペットボトル原料の買い付けに当たっての取引条件の設定、本協定の更新・変更・解除等に関する他の当事者に対する意思表示等)につき、戊に代理権を付与するものとし、甲、乙および丙は、これを承諾する。

### (使用済みペットボトルのリサイクル)

第4条 甲は、甲が回収した使用済みペットボトル全量を中間処理した上で、令和6年4月1日から甲と乙の間で別途締結する「ペットボトルの水平リサイクルに関する覚書」(以下、「覚書」という。)に定める方法により決定した単価で甲が乙に対し売り渡すものとする。なお、売買条件の詳細については、甲と乙との間で別途締結する売買契約に定めるものとする。

- 2 乙は、甲が乙に売り渡した中間処理済み使用済みペットボトル全量を丙に売り渡すものとする。
- 3 丙は、丙が指定したリサイクル業者(以下「本リサイクル業者」という。)に、乙から買い受けた中間処理済み使用済みペットボトル全量を売り渡し、本リサイクル業者において、乙から買い受けた中間処理済み使用済みペットボトル全量を使用して再生ペットボトル用原料を製造するものとする。
- 4 丁は、前項に基づき本リサイクル業者が製造した再生ペットボトル用原料と同等量の再生ペットボトル原料を丙から買い受ける。
- 5 戊は、前項に基づき丁が買い受けた再生ペットボトル用原料全量を、丁・戊及びそのグループ会社が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

(使用済みペットボトルの引取)

第5条 本リサイクル業者において、設備トラブルや需給変動等が生じたことにより、甲が売り渡す中間処理済み使用済みペットボトルの全部又は一部について受け入れが困難又は不能な場合は、丙は当該受入困難又は不能な数量について、確実に再生ペットボトル用原料を製造することが可能なりサイクル業者を、本協定の各当事者と協議の上、速やかに再指定するものとする。

(使用済みペットボトルの単価)

第6条 第4条第1項に基づき乙が甲から売り渡される中間処理済み使用済みペットボトルの単価は、別途、覚書に定める方法により決定する。なお、単価については、年に1回(毎年3月末日までに当該年4月1日から翌年3月末日までの期間の単価を)決定するものとする。

(秘密保持)

第7条 本協定の各当事者は、本協定を通じて知り得た他の当事者の秘密については、当該当事者の事前の承諾なくして第三者(乙、丙、丁、および戊のグループ会社(本リサイクル業者を含むがこれに限られない)を除く。)に開示・漏洩してはならず、本協定の目的以外のために使用してはならない。なお、本条の定めは本協定終了後も有効に存続するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了6か月前までに本協定の各当事者のいずれかによる別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(解除)

第9条 乙、丙、丁および戊は、甲が乙に対し売り渡す中間処理済み使用済みペットボトルのうち一定量以上の品質が水平リサイクルに適さず、本協定に基づく取引の継続が困難と判断した場合は、協議の上、本協定を解除することができる。ただし、当該解除にあたっては、甲が使用済みペットボトルの引取先を他に確保するにあたって十分な期間を設けられるよう配慮するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 本協定の各当事者は、自らが暴力団、その関係団体、これらの構成員、関係者その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でないこと、及び過去に反社会的勢力ではなかったことを保証する。

- 2 本協定の各当事者は、それぞれが反社会的勢力との関係を一切遮断していることを保証する。
- 3 本協定の各当事者は、他の当事者が第1項又は前項に違反した場合、何らの通知催告を要せず直ちに本協定を解除することができるものとし、これによって生じた損害を当該被解除当事者に対して請求できるものとする。
- 4 前項の規定により本協定が解除された場合には、被解除当事者は、当該解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(協議等)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、本協定の各当事者は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の合意の証として、本書5通を作成し、本協定の各当事者が記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 兵庫県芦屋市精道町7番6号  
芦屋市長 高島 峻輔

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号  
大栄環境株式会社  
代表取締役 金子 文雄

丙 名古屋市中村区名駅四丁目9番地8号  
豊田通商株式会社  
サステナブル原料・合成樹脂部  
部長 金沢 良親

丁 東京都港区芝浦三丁目1番1号田町ステーションタワーN  
サントリー食品インターナショナル株式会社  
常務執行役員 SBF ジャパン 生産・SCM 本部長  
風間 茂明

戊 東京都港区台場二丁目3番3号  
サントリーホールディングス株式会社  
サステナビリティ経営推進本部  
副本部長 西脇 義記